

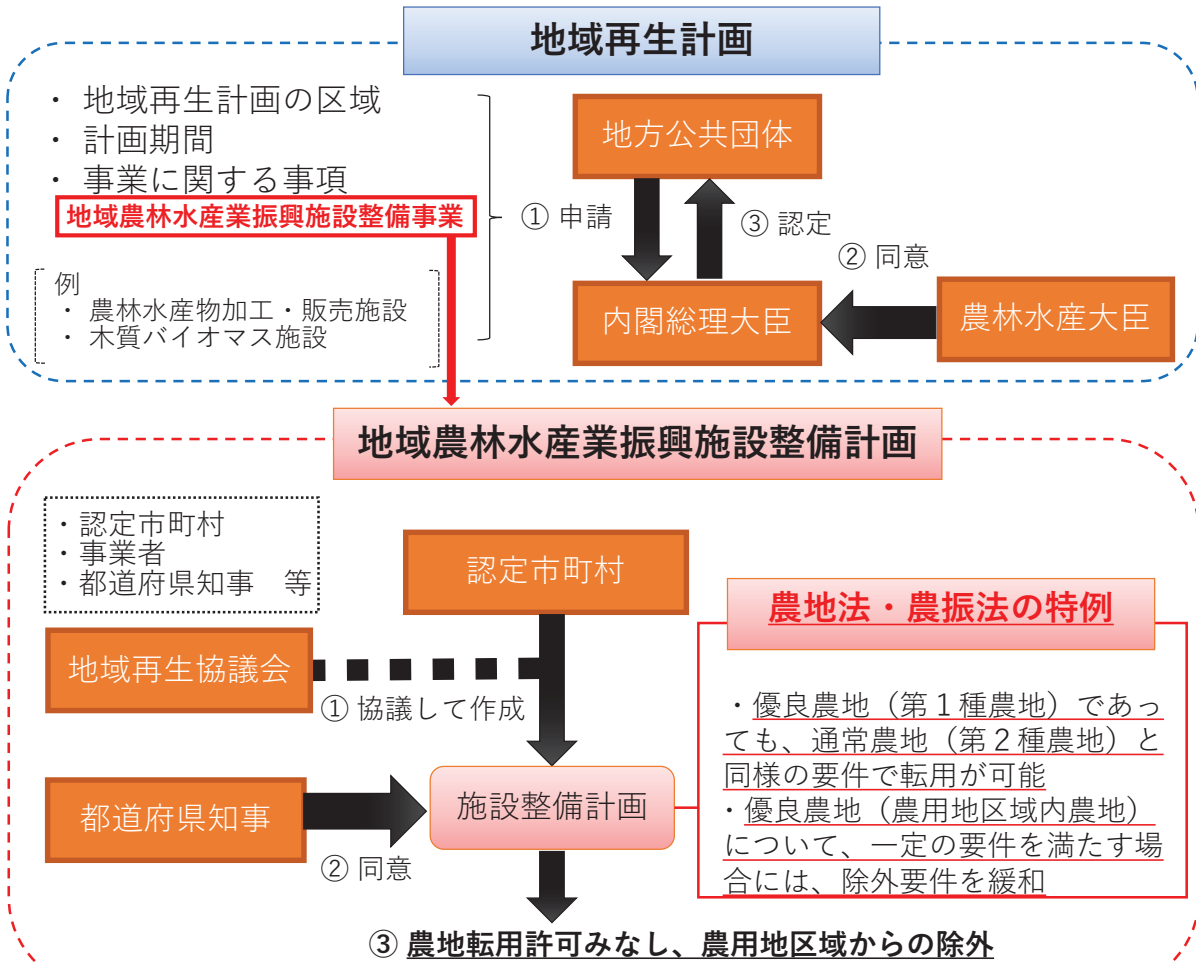
農泊等の農山漁村の活性化に向けた取組の推進について

令和2年12月
農林水産省

1-① 地域再生法の概要（地域農林水産業振興施設関係）

○ 農山漁村の雇用創出・所得確保のため、農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備が図られるよう、施設整備用地の農地転用に係る手続を迅速かつ円滑に行うための農地法・農振法の特例を措置（平成26年12月15日施行）。

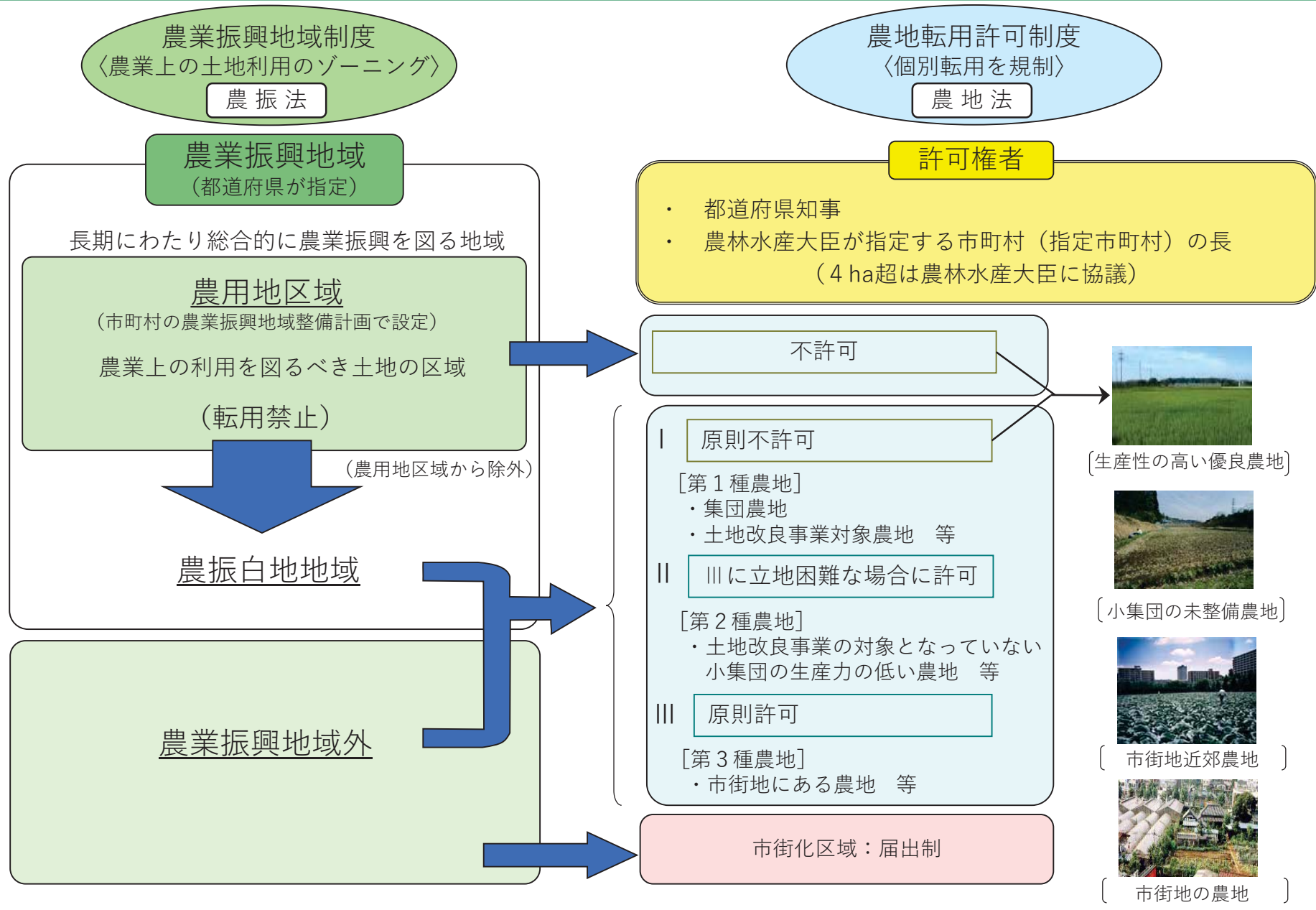
計画策定（手続）



農地転用に係る特例の概要

相違点	通常の制度	地域再生法の特例
許可対象農地	優良農地（農用地区域内農地、第1種農地）は、原則転用不許可	<u>優良農地（農用地区域内農地、第1種農地）であっても、特例的に許可</u> ※農用地区域農地については、農用地区域からの除外も併せて行う
許可基準	【第1種農地の場合】 転用不許可	【第1種農地の場合】 他に代替する土地がなければ許可可能 ※通常農地(第2種農地)と同様の要件で転用可
	【第2種農地の場合】 他に代替する土地がなければ許可可能	【第2種農地の場合】 同左
農用地区域からの除外要件	土地改良事業等の対象農地にあつては、事業完了後8年経過していること	<u>農業用排水施設整備事業については、事業完了後8年未経過であっても除外可能</u>

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



- 都市住民の地域農林漁業の体験その他の都市等との地域間交流を図る事業を行う施設を含む「地域農林水産業振興施設」については、農地転用に係る特例対象。

地域農林水産業振興施設一覧

（「地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン」より）

① 農林水産物を生産する事業を行う施設

育苗施設、園芸栽培施設（人工光型栽培施設を含む。）、畜舎、森林、きのこ生産施設、水産動植物の養殖用施設

② 地域農林水産物を加工する事業を行う施設

農畜産物処理加工施設、木材処理加工施設、水産物処理加工施設

③ 地域農林水産物又はその加工品を販売する事業を行う施設

農林水産物販売施設

④ 地域農林水産物を調理して供与する事業を行う施設

農林漁家レストラン

⑤ 地域農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業を行う施設

バイオマス発電施設

⑥ 地域農林水産物を集荷し、調製し、貯蔵し、又は出荷する事業を行う施設

農産物集出荷施設、貯木場、水産物保蔵施設

⑦ 地域農林漁業の生産資材を貯蔵し、又は保管する事業を行う施設

堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫、漁業用作業保管施設

⑧ 廃棄された地域農林水産物又は廃棄された地域農林漁業の生産資材を処理する事業を行う施設

糞がら処理施設、廃プラスチック処理加工施設

⑨ 都市住民の地域農林漁業の体験その他の都市等との地域間交流を図る事業を行う施設

農林漁業体験施設、農林漁家民宿

⑩ 地域農林漁業有機物資源（※）を原材料とする燃料（以下「地域バイオ燃料」という。）を製造する事業を行う施設又は地域農林漁業有機物資源若しくは地域バイオ燃料からエネルギーを製造する事業を行う施設

ア 地域バイオ燃料を製造する事業を行う施設

バイオエタノール製造施設、木質バイオマス燃料製造施設

イ 地域農林漁業有機物資源又は地域バイオ燃料からエネルギーを製造する施設

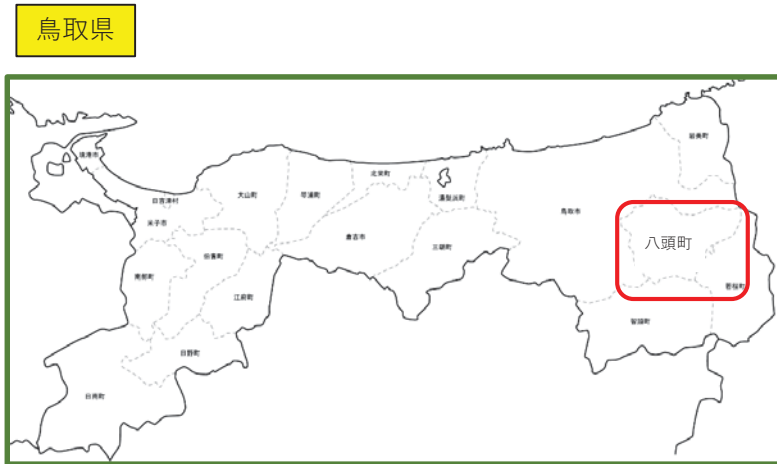
バイオマス熱供給施設

※ 「地域農林漁業有機物資源」とは、地域農林水産物、稲わら、家畜排せつ物、林地残木、木材くず、貝殻等をいう。

1-③ 地域再生法の活用事例（地域農林水産業振興施設）

○ 地域再生法を活用して地域農林水産業振興施設を整備した事例は、これまで3件。

作成主体	計画名	施設概要	認定年月
鳥取県八頭町 (やずちょう)	八頭町「大江ノ郷（おおえのさと）農業テーマパーク」創設計画	農産物加工直売施設、農家レストラン、カフェ、駐車場	平成27年11月
福岡県東峰村 (とうほうむら)	棚田景観保全プロジェクト	地元農産物の加工施設、棚田米等の販売施設、農家レストラン、駐車場	平成29年11月
徳島県佐那河内村 (さなごうちそん)	佐那河内村特産のすだち・ユズを利用した、農産物加工施設整備計画	すだち、ユズの外皮を利用したスキンケア化粧品の製造施設	平成30年11月



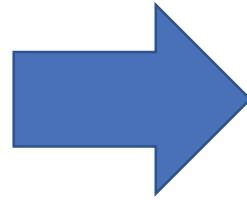
1-④ 地域再生法の活用促進に向けたガイドラインの改正

- 地域再生法の地域農林水産業振興施設の仕組みの活用は、低調。
- このため、農泊等の取組を一層推進する観点から、ガイドラインを改正し、地域農林水産業振興施設に簡易宿泊施設が含まれることを明確化するとともに、本制度のPRに取り組む。

地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン (平成27年3月11日付け26農振第1934号 農林水産省農村振興局長通知)

現 行

- 第2 地域再生計画
 - 1 地域再生計画の作成
 - (2) 地域農林水産業振興施設
 - ⑨ 都市住民の地域農林漁業の体験その他都市等との地域間交流を図る事業を行う施設
農林漁業体験施設、農林漁家民宿



改正イメージ

- 第2 地域再生計画
 - 1 地域再生計画の作成
 - (2) 地域農林水産業振興施設
 - ⑨ 都市住民の地域農林漁業の体験その他都市等との地域間交流を図る事業を行う施設
農林漁業体験施設、農林漁家民宿その他
地域資源を活用した食事、農林漁業体験等を
提供する簡易宿泊施設

新しい農村政策の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、近年、「田園回帰」の流れなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価。
- このような動きを踏まえ、ポストコロナも視野に入れ、農村振興施策の検討を幅広い視点から検討するため開催。

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

- ◎ 小田切 徳美 明治大学農学部教授
- 川井 由紀 JA高知女性組織協議会会長
- 指出 一正 「ソトコト」編集長
- 嶋田 暁文 九州大学法学研究院教授
- 図司 直也 法政大学現代福祉学部教授
- 羽田 健一郎 長野県長和町長
- 平井 太郎 弘前大学地域社会研究科准教授
- 前神 有里 (一財)地域活性化センター人材育成プロジェクトリーダー
- 谷中 修吾 (一社)INSPIRE代表理事
- 若菜 千穂 (NPO法人)いわて地域づくり支援センター常務理事

オブザーバー府省

- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課
- 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
- 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省総合環境政策統括官グループ環境計画課

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 人口減少に伴う農業の担い手の減少により、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお維持困難な農地の発生が懸念。
- 放牧等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な利用方策とそれを実施する仕組みについて検討。

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

- 安藤 光義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- ◎ 池邊 このみ 千葉大学園芸学研究科教授
- 笠原 尚美 新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理
- 高橋 信博 山形県置賜総合支庁農村計画課長
- 田口 太郎 徳島大学総合科学部准教授
- 林 直樹 金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
- 広田 純一 岩手大学名誉教授
- 深町 加津枝 京都大学地球環境学堂准教授

オブザーバー府省

- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省自然環境局自然環境計画課

2-② 両検討会を踏まえた農泊等の農山漁村の活性化施策の検討

- 両検討会において、農泊等の農山漁村の活性化施策を検討。

農村政策の検討課題

- 農山漁村に人を呼び込むためには、所得と雇用機会の確保が必要
- 農山漁村を舞台に、活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組により、新たなビジネス展開を促進

土地利用の検討課題

- 政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地の増加が懸念
- 放牧等、多様な土地利用を進める必要

多様な農地利用等のための施策について、
農泊等の農山漁村の活性化施策と併せて検討